

資料 1

木原委員提出資料

第8回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成22年6月30日)

2010年6月30日

構造計算適合性判定に関する追加意見

社団法人 日本建築構造技術者協会
会長 木原碩美

先に「不特定多数の者が利用する施設ではない建築物は、構造設計一級建築士が構造設計を行い、建築主が同意した場合には、構造計算適合性判定を簡素化(抽出審査あるいはサンプリング調査に委ねる)すべきである。ただし、違反があった場合は、設計者は資格剥奪など、建築主には工事中止命令・除却など、厳罰を科すこと」と主張した件につき、補足意見を提出します。

I 簡素化の内容

1. 簡素化できる建築物

現行で適合性判定が必要な2号および3号建築物は全て、設計図書を適合性判定機関に提出する。その上で、建設主体と所有者が同一である事務所、工場、倉庫、自動車車庫などに対象を限定し、審査を簡素化する。不特定多数の者が使用する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、ホテルなどはこの簡素化の対象外とする。もちろん竣工後所有者が変わる分譲住宅は対象外とする。

2. 簡素化の方法

現行で、設計図書充足度の確認、整合性の確認は確認審査機関で行われているが、これは実施する。適合性判定機関では、構造のモデル化の適切さ、および、構造計算運用の適切さの審査が行われているが、この部分は確認審査後に行う一定割合での抽出審査あるいはサンプリング審査に委ねる。すなわち、この対象案件は適合性判定機関に設計図書が回るととともに、確認審査が完了とする。なお、適合性判定機関に回った設計図書は、サンプリング審査に備えて保管する。

II 本簡素化の意義

1. 能力のある専門資格者の有効活用と育成

構造設計一級建築士は、建築全般に通じた上で、構造技術・設計および建築基準法関係規定を熟知した者として認定された資格者であって、この点、構造計算適合性判定員と同等の能力を有しています。これらの能力者は職能を賭け、構造設計に日夜取り組んでいます。しかるに、適合性判定審査において、手続きとしての不要な多数の質疑に追われ時間を浪費しています。このように、資格を有する者が設計しても、手続きとしての審査を受ける必要がある仕組みでは、設計と審査に能力者を分散し、良質な建築物を社会に提供する上で、資格者の有効活用とは言えず、かつ、資格者の倫理観を醸成する上でマイナスです。

是非、資格者が責任をもって行った設計に対して、審査を簡素化する制度に道を開いてもらいたいと考えます。

2. 建築主の責任について

現在の我が国は未成熟の段階を脱して、国からの規制に依存せず、自己責任を全うできる環境にあります。建築物の安全性に関しても、国が規制している最低基準を守ればいい、というレベルではなく、建築に際して例えば耐震性でいえば、いかに従業員の人命が守れるか、いかに事業継続性を確保できるか、に大きな関心をはらうようになっています。建築基準法は全ての建築物に適用し性能確保に資するものではありますが、こと審査に関する部分では、規模・用途の必要性に応じて建築主の自己責任に委ねる部分を設けることに、大きな意義があると考えます。

以上